



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料込)1か月2,200円

## 目 次

### ○ 告示

- |              |        |
|--------------|--------|
| 1327 字の名称の変更 | (市町村課) |
| 1328 "       | ( " )  |

## 告 示

### 和歌山県告示第1327号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、かつらぎ町長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の名称の変更は、平成17年10月1日からその効力を生じるものとする。

平成17年10月1日

和歌山県知事 木 村 良 樹

旧かつらぎ町の字の名称については、現行のとおりとする。  
旧花園村の字の名称については、下記のとおりとする。

(旧花園村の区域)	
変更前	変更後
大字久木	大字花園久木
大字中南	大字花園中南
大字新子	大字花園新子
大字池之窪	大字花園池之窪
大字北寺	大字花園北寺
大字梁瀬	大字花園梁瀬
上記の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部	

### 和歌山県告示第1328号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、新宮市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の名称の変更は、平成17年10月1日からその効力を生じるものとする。

平成17年10月1日

和歌山県知事 木 村 良 樹

以下については、大字のみを変更し、小字については引き続き使用することとする。

字の名称を変更する区域

旧熊野川町

変更前	変更後
上長井	熊野川町上長井
西	熊野川町西

東	熊野川町東
大山	熊野川町大山
鎌塚	熊野川町鎌塚
瀧本	熊野川町瀧本
畠畠	熊野川町畠畠
北ノ川	熊野川町北ノ川
赤木	熊野川町赤木
椋井	熊野川町椋井
日足	熊野川町日足
能城山本	熊野川町能城山本
田長	熊野川町田長
宮井	熊野川町宮井
相須	熊野川町相須
四瀧	熊野川町四瀧
九重	熊野川町九重
嶋津	熊野川町嶋津
玉置口	熊野川町玉置口
東敷屋	熊野川町東敷屋
西敷屋	熊野川町西敷屋
篠尾	熊野川町篠尾
上記の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部	